

## モニタリング結果報告書

平成 19 年 8 月

モニタリングの対象となる施策目標	医療従事者の資質の向上を図ること
------------------	------------------

### 1. 政策体系上の位置付け

基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
施策目標	2-2	医療従事者の資質の向上を図ること
個別目標	1	医師、歯科医師の臨床研修を推進すること
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="margin: 0;">(主な事務事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨床研修病院等の指定</li> <li>・ 臨床研修等指導医養成講習会の実施</li> </ul> </div>		
個別目標	2	医療従事者等に対する研修を充実すること
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="margin: 0;">(主な事務事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施</li> <li>・ 看護職員に対する研修会等の実施</li> <li>・ 薬剤師研修等の実施</li> </ul> </div>		
<p style="margin: 0;">施策の概要（目的・根拠法令等）</p> <p style="margin: 0;">1. 目的等 医療の質と安全を確保するためには、医師をはじめとした医療従事者の資質の向上を図ることが重要な課題である。そのため、医師等としての資質の向上を図ることを目的として、医師及び歯科医師については臨床研修を必修化するとともに、各種医療従事者等に対する各種研修会等を実施している。</p> <p style="margin: 0;">2. 根拠法令等 医師法（昭和23年法律第201号）等</p>		
主管部局・課室	医政局医事課	
関係部局・課室	医政局指導課、歯科保健課、看護課、医薬食品局総務課	

### 2. 施策目標に関する指標

<p style="margin: 0;">施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</p>						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	<p style="margin: 0;">研修医の臨床研修目標達成度（単位：％） （前年度以上/毎年度）</p>	—	—	—	—	64.4
<p style="margin: 0;">(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標1は、厚生労働科学研究費補助金研究「新医師臨床研修制度の評価に関する調査研究」班において実施した臨床研修医に対する調査において、臨床研修の到達目標が「十分達成された」及び「ほぼ達成された」と回答した研修2年次生の割合。</li> <li>・ なお、平成18年度より開始した調査であるため、平成14～17年は未把握。</li> </ul>						

## 3. 個別目標に係る指標等

個別目標 1						
医師、歯科医師の臨床研修を推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	研修医の臨床研修目標達成度(単位:%) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	—	—	—	—	64.4
(調査名・資料出所、備考)						
・ 指標1は、厚生労働科学研究費補助金研究「新医師臨床研修制度の評価に関する調査研究」班において実施した臨床研修医に対する調査において、臨床研修の到達目標が「十分達成された」及び「ほぼ達成された」と回答した研修2年次生の割合。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 臨床研修病院等の指定						
平成18年度 予 算 額 : 一 百 万 円 (補助割合:[国 定額 ][ / ][ / ]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( ) 事業としての予算はありません						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )						
概要 : 医師法第16条の2に規定している臨床研修病院の指定を行うもの。						
事務事業名 : 臨床研修等指導医養成講習会の実施						
平成18年度 予 算 額 : 6 9 万 円 (補助割合:[国 定額 ][ / ][ / ]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(公私立大学附属病院及び厚生労働大臣の指定した公私立病院)						
概要 : 臨床研修費等補助金(医師)のうち医師不足対策経費として、医師不足地域の臨床研修病院において開催される指導医の資質を向上させるための講習会の開催経費を補助するもの。						

個別目標 2						
医療従事者等に対する研修を充実すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	講習会・研修会等の修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)					
	看護職員に対する研修会等の修了者数	17,491	20,592	20,368	18,428	—
	診療放射線技師実習指導者に対する講習会修了者数	78	147	179	157	154
	臨床検査技師実習指導者に対する講習会修了者数	117	101	90	108	104
	視能訓練士実習指導者に対する講習会修了者数	64	72	64	73	71
	歯科技工士実習指導者に対する講習会修了者数	26	20	19	20	21
	理学療法士・作業療法士養成所の教員等に対する講習会修了者数	126	127	130	128	130
	薬剤師実務研修終了者数	70	71	52	83	56
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標1は、医政局看護課調べによる。なお、平成18年度の「看護職員等に対する研修会等の修了者数(人)」は、現在集計中であり、平成19年9月には確定値等公表予定。</li> <li>・ 指標1の「看護職員に対する研修会等の修了者数」の一部は延べ人数。</li> <li>・ 指標1の「看護職員に対する研修会等の修了者数」の研修会等については、年度により事業が異なるものがある。</li> <li>・ 指標2から6は医政局医事課調べによる。</li> <li>・ 指標7は(財)日本薬剤師研修センターの調べによる。</li> </ul>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施						
平成18年度 予 算 額 : 5百万円(補助割合:定額)						
実施主体 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、 <b>公益法人</b> その他( )						
概要: 診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士及び歯科技工士の養成カリキュラムにおける実習を効果的に行うため、実習施設の実習指導者を対象とした実習指導者講習会を実施するもの。理学療法士・作業療法士養成所の教員や実習施設の実習指導者を対象とした教員等講習会を実施するもの。						
事務事業名 : 看護職員に対する研修会等の実施						
平成18年度 予 算 額 : 785百万円(補助割合:[国10/10])						
実施主体 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、 <b>公益法人</b> その他(医療機関)						
概要: 以下の事業等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護職員の教育指導者等の育成を図るもの。</li> <li>・ がん及び糖尿病の患者に対する看護ケアを充実するため、臨床実務研修の実施により、臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成を図るもの。</li> <li>・ 特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護を実践できる専門性の高い看護師の育成を促進するもの。</li> </ul>						

事務事業名	薬剤師研修等の実施
平成18年度 予 算 額	23百万円（補助割合：定額） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：	医薬分業の進展や薬剤師業務の多様化に伴い、卒前教育とともに、生涯教育とりわけ実務研修の充実が必要であるため、経験豊かで適切な指導者の下で、薬剤師業務全般についての幅広い基本的な研修を行うもの。（財団法人日本薬剤師研修センターが実施）